

1. 改正の概要

・環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について見直しが行われます。

【車体課税の改正の概要】

区分	税目	課税時期	税額	平成29年度改正の概要
国税	自動車重量税 (①)	車検時等	車種・車検期間・重量に応じ決定	○エコカー減税制度(注1)の見直し ○適用期限を平成31年4月30日まで2年延長
地方税	都道府県税 自動車取得税 (②)	取得時	取得価額×税率	○エコカー減税制度等 の見直し ○適用期限を平成31年3月31日まで2年延長
	自動車税 (③)	毎年4月1日	車種等に応じ決定	○自動車税のグリーン化特例制度(注2)の見直し及び延長
	市町村税 軽自動車税	毎年4月1日	車種及び用途等 に応じ決定	○軽自動車税のグリーン化特例制度の見直し及び延長

(注1)エコカー減税とは、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税等の特例措置をいいます。

(注2)グリーン化特例とは、燃費性能等が優れた環境負荷の小さい自動車及び軽自動車の税率を軽減し(軽課)、一定年数を経過した環境負荷の重い自動車の税率を重くする(重課)という特例措置をいいます。

2. 実務上の留意点

・自動車メーカー等の不正行為によって納付不足額が発生した場合、所要の措置が講じられる予定である。